

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 5 5
- 2 案件名 新庁舎に係る電源及び LAN 構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和 5 年 (2 0 2 3 年) 2 月 2 8 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 NEC フィールディング株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

各部署の移転に先立って、新庁舎の各部屋へネットワークを敷設しておく必要があるとともに、サーバールームの電源整備及びネットワークの敷設を行っておく必要があります。特にサーバールームに関しては、業務システム及び全庁のネットワークを長期間止める必要があることから、2022 年度の年末年始中に完了しなければなりません。そのためには電源とネットワークに係る作業が緊密に連携し遅滞なく進行しなければなりません。

上記のことを実施できる事業者は、宝塚市役所の庁内ネットワークを敷設し、運用管理を行っている事業者であり、現行のサーバールームの環境にも精通している上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2 5 5 9

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 4
- 2 案件名 令和4年度宝塚市サービスデザイン思考研修委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名 株式会社日立システムズ 関西支社

- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当課は、サービスデザイン思考の研修を計画しています。

一方で、宝塚市データ利活用推進事業において、サービスデザイン思考の基礎的な研修が実施される予定で、同事業は、株式会社日立システムズ 関西支社が既に受託しています。当課が実施予定の研修は、各課が抱える課題業務を題材とし、より具体性のある内容に対して、サービスデザイン思考を用いてサービスのあるべき姿を検討するといった応用的な研修内容を予定しています。

委託先を、宝塚市データ利活用推進事業と同じ事業者で実施することで、一貫性のある効果的な研修を実施することができます。さらに、別々の事業者で実施した場合に起こり得る、問い合わせ先の間違いなどの研修受講者の混乱を防止することができます。

以上のことから、上記事業者と特名による契約を締結するものです。

- 7 問い合わせ先
課名：情報政策課 内線：2582

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－2 1
- 2 案件名 令和 4 年度情報提供用個人識別符号取得に係る戸籍総合システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和 4 年（2022 年）8 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名：富士フイルムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
7. 問い合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2 6 5 8

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第812号
- 2 案件名 共通基盤システム及び中間サーバコネクタ更新作業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している介護保険システムの開発、導入及び共通基盤や中間サーバコネクタ連携等の対応業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正に共通基盤及び中間サーバコネクタ更新への対応を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 介護保険システムの賃貸借及び保守に関する契約
- 2 案件場所 宝塚市役所本庁及び宝塚市が指定する場所
- 3 契約期間 契約日から令和8年（2026年）1月31日まで
- 4 賃貸借期間 令和5年（2023年）9月1日から
令和8年（2026年）1月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
社名：FLCS（株）
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 8 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は先に制限付き一般競争入札に付されるも、応札者が1者のみであったため不調となった。システムの構築に相応の期間を要することから、再度の入札に付す時間的余裕がないため、唯一応札の意思があった上記相手方と随意契約を行う。
- 7 問合わせ先
課名：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 7
- 2 案件名 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者応援一時支援金業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から
令和5年(2023年)1月31日 まで
- 5 契約相手方 宝塚商工会議所
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1 6階
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本事業は、長引くコロナ禍において、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇による影響を受け、売上が減少しているものの、国の事業復活支援金の対象とならない市内事業者の事業継続支援を目的とし、6月補正予算成立後速やかな事業開始が求められていることから、プロポーザル方式等の競争入札による形式では手続きに時間を要すること、また令和3年度に同様の事業である宝塚市小規模事業者等応援一時支援金における事務局機能を担った実績もあることから、当相手方と特名随意契約を締結するもの。

- 7 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2231

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2 1
- 2 案件名 宝塚市ウェルネスツーリズム推進事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年（2023年）3月31日（金）
- 5 契約相手方
住所：兵庫県尼崎市南武庫之荘3-20-12
社名：株式会社 地域環境計画研究所

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は令和3年度より開始し、主に地域資源に着目した観光コンテンツの開発に取り組む業者の選定にかかるもの。

今年度は、地域資源を使った新たな観光コンテンツの更なる掘り起こしに加え、前年度に採択された事業者及び事業へのアフターフォローを実施することで、新たな観光コンテンツとして磨きあげることが必要と考える。

同社は、昨年度実施の公募型プロポーザルで選定され、当事業に取り組んだ実績がある。すでに地域の事業者や団体とのつながり・信頼関係も構築出来ており、アフターフォロー含め、より効率的な事業展開が見込める。

以上の理由から、株式会社地域環境計画研究所と特名随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名：観光企画課 内線：2626